

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十三年
三月三十一日

木曜日

目次

条例

山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(税務課)

- 1 不動産取得税について、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年六月三十日まで延長することとした。
 - (二) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年六月三十日まで延長することとした。
- 2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項及び第三項中、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年

六月三十日」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番